

令和3年9月12日執行  
御代田町議会議員一般選挙

## 選挙公営(公費負担)の手引き

- ・選挙運動用自動車の使用
- ・選挙運動用ビラの作成
- ・選挙運動用ポスターの作成

御代田町選挙管理委員会

## はじめに

この手引は、御代田町議会議員一般選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

## 目次

### 第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 諸手続	4
(1) 契約締結と契約届出	4
(2) 確認申請	4
(3) 使用(作成)証明書の交付	4
(4) 費用の請求	5

### 第2章 公費負担の手続

1 公費負担手続のイメージ	7
2 選挙運動用自動車(ハイヤー・タクシー)の諸手続について	10
2-1 選挙運動用自動車の借入(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	12
2-2 選挙運動用自動車の燃料代(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	14
2-3 選挙運動用自動車の運転手(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	16
3 選挙運動用ビラの作成の諸手続について	18
4 選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	20

### 第3章 選挙運動費用の公費負担制度Q & A

1 共通事項	22
2 自動車の借入れ	24
3 燃料の供給	27
4 運転手の雇用	28
5 選挙運動用ビラの作成	29
6 選挙運動用ポスターの作成	30

### 第4章 契約書及び各種様式の記載例

1 契約書【見本】	31
2 契約届出書	38
3 確認申請書	42
4 確認書	46
5 証明書	50
6 請求書	58

# 第1章 公費負担制度の概要

## 1 公費負担制度とは

この制度は、御代田町長選挙及び御代田町議会議員一般選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、御代田町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成

## 3 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

**供託物没収点**

町長選挙の場合  $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \times 1 / 10$

町議会議員選挙の場合  $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$

#### 4 公費負担の限度額

##### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日につき1台に限る)	1日 64,500円×5日=322,500円 (※無投票の場合は1日のみ)	1の契約と2の契約は選択	
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等かの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日につき1台に限る)		1日 15,800円×5日=79,000円 (※無投票の場合は1日のみ)
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日 7,560円×5日= 37,800円 (※無投票の場合は1日のみ)
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)		1日 12,500円×5日= 62,500円 (※無投票の場合は1日のみ)

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

##### (2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円51銭・・・①	町長 5,000枚・・・② 町議 1,600枚・・・②

#### 【 選挙運動用ビラの規格等】

- 大きさ：長さ29.7cm × 幅21cm(A4版)以内
- 記載内容：頒布責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるような内容は記載できない。
- 頒布方法
  - 町選管が交付する証紙を貼り、以下の方法により頒布すること。
    - ① 新聞折込による頒布
    - ② 選挙事務所内における頒布
    - ③ 個人演説会の会場内における頒布
    - ④ 街頭演説の場所における頒布

**【例 1】 町長選挙運動用ビラ 6,000 枚の作成を 39,000 円で契約した場合**

1 枚当たりの作成単価は、 $39,000 \text{円} \div 6,000 \text{枚} = 6 \text{円} 50 \text{銭}$ になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $6 \text{円} 50 \text{銭} \times 5,000 \text{枚} = 32,500 \text{円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える分 6,500 円は候補者の負担になります。

**【例 2】 町長選挙運動用ビラ 4,000 枚の作成を 32,800 円で契約した場合**

1 枚当たりの作成単価は、 $32,800 \text{円} \div 4,000 \text{枚} = 8 \text{円} 20 \text{銭}$ になります。

この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7 \text{円} 51 \text{銭} \times 4,000 \text{枚} = 30,040 \text{円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える分 2,760 円は候補者の負担になります。

**(3) 選挙運動用ポスターの作成**

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	1,400 円・・・①	50 枚・・・② (ポスター掲示場数=45 箇所)

**【 選挙運動用ポスターの規格等】**

- 大きさ：長さ 42 cm × 幅 30 cm 以内
- 記載内容：掲示責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。記載内容及び色彩に特別な制限はないが、その内容が犯罪を構成する場合は、法律に定める罰則の対象となる。
- 掲示場所：町選管が設置する公営ポスター掲示場

**【例 1】 選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 15 万円で契約した場合**

1 枚当たりの作成単価は、 $150,000 \text{円} \div 100 \text{枚} = 1,500 \text{円}$ になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $1,400 \text{円} \times 50 \text{枚} = 70,000 \text{円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える 80,000 円は候補者の負担になります。

**【例 2】 選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 10 万円で契約した場合**

1 枚当たりの作成単価は、 $100,000 \text{円} \div 100 \text{枚} = 1,000 \text{円}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,000 \text{円} \times 50 \text{枚} = 50,000 \text{円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える分 50,000 円は候補者の負担になります。

## 5 諸手続

### (1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア 届出先・・・御代田町町選挙管理委員会

イ 届出期日・・・契約が立候補届出の前の場合・・・・・・・・立候補届出の時  
契約が立候補届出の後の場合・・・・・・・・契約締結後直ちに

ウ 添付書類・・・各業者等との契約書の写し

#### 留意事項

- 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

### (2) 確認申請

下記 ア については、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- 選挙運動用自動車の燃料代：金額の制限範囲内であることの確認
- 選挙運動用ビラの作成：作成限度枚数の確認
- 選挙運動用ポスターの作成：作成限度枚数(掲示場数)の確認

イ 確認申請の方法

- 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- 確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先・・・御代田町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### (3) 使用(作成)証明書の交付

上記 (1) の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

#### (4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

#### ア 請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類
	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【(別紙)その 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号その 1】
	自動車の借入れ	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【(別紙)その 2 (自動車の借入)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第 10 号その 1】
	燃 料 代	①請求書【様式第 13 号】 給油伝票添付(給油月日, 自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額 のわかるもの) ②請求内訳書【(別紙)その 3 (燃料代)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第 10 号その 2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
	運転手の報酬	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【(別紙)その 4 (運転手)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第 10 号その 3】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第 14 号】 ②請求内訳書【(別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 11 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【(別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 12 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】

イ 請求書の提出の際の注意

- 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先と提出期限

○ 提出先

〒389-0292

御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

御代田町選挙管理委員会事務局

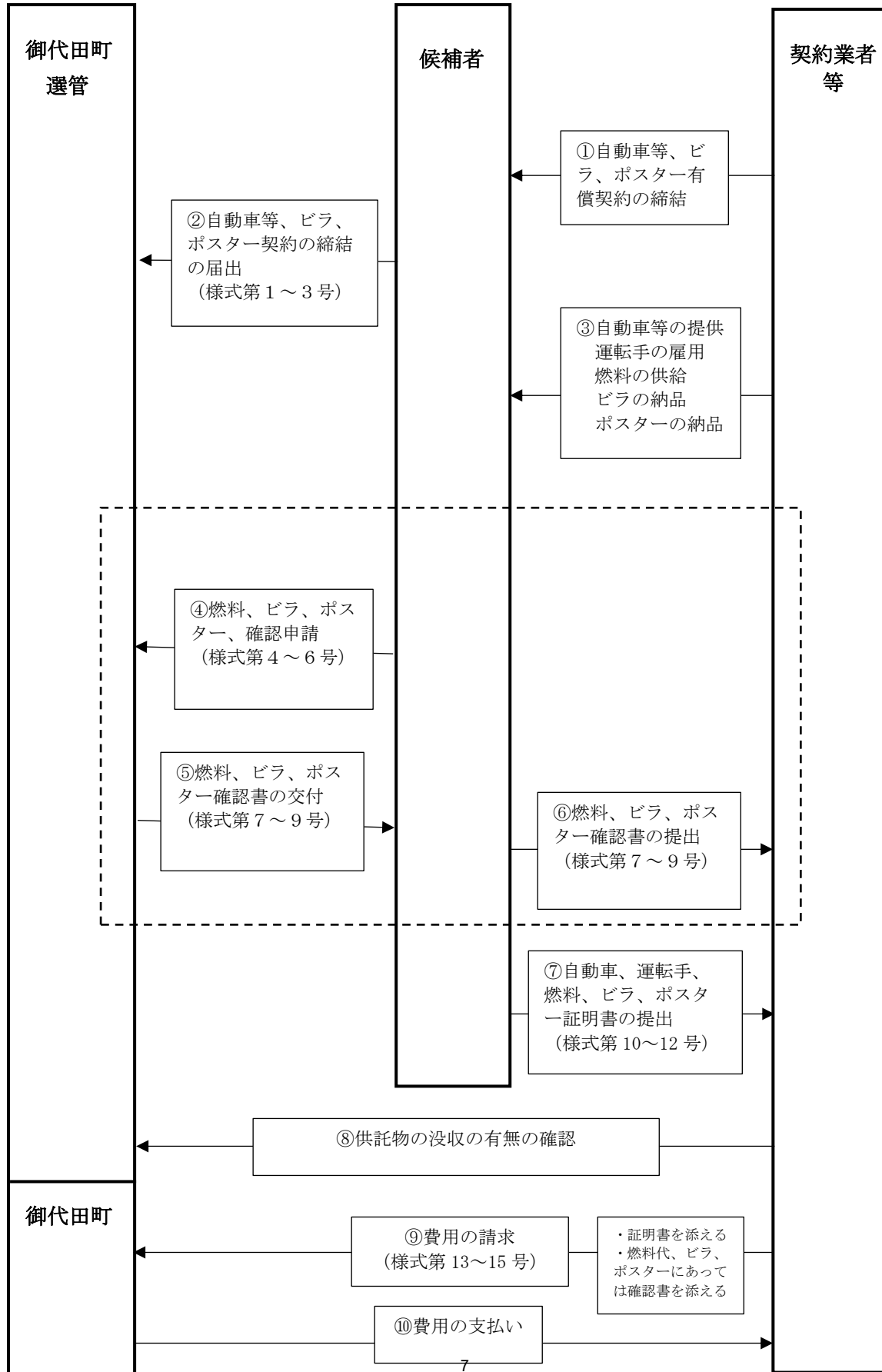
TEL 0267-32-3111(内線 167)

・ 提出期限：令和3年9月24日(金)



## 第2章 公費負担の手続き

### 公費負担手続のイメージ



## 立候補届出前に

### 【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結(契約書)

## 立候補届出時に

### 【候補者から町選管へ】

- ②契約締結の届出

様式第1号(自動車)  
様式第2号(ビラ)  
様式第3号(ポスター)

※添付書類

- ③確認申請

①契約書の写し  
様式第4号(燃料)  
様式第5号(ビラ)  
様式第6号(ポスター)

### 【確認後、町選管から候補者へ】

- ④確認書の交付

様式第7号(燃料)  
様式第8号(ビラ)  
様式第9号(ポスター)

### 【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出

様式第7号(燃料)  
様式第8号(ビラ)  
様式第9号(ポスター)

## 選挙終了後

### 【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出

様式第10号その1(自動車)  
様式第10号その2(燃料)  
様式第10号その3(運転手)  
様式第11号(ビラ)  
様式第12号(ポスター)

### 【契約業者等から御代田町へ】

- ⑦費用の請求

様式第13号(自動車) 内訳書 別紙その1～その4  
様式第14号(ビラ) 内訳書 別紙  
様式第15号(ポスター)内訳書 別紙

※添付書類

⑤確認書(燃料、ビラ、ポスターのみ)、⑥証明書、請求内訳書、  
振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義の分かる箇所)、  
給油伝票の写し(燃料代の場合)

(目次)

番号	内容	ページ
1	選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)	10～11
2-1	選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)	12～13
2-2	選挙運動用自動車の使用(燃料代)	14～15
2-3	選挙運動用自動車の使用(運転手)	16～17
3	選挙運動用ビラの作成	18～19
4	選挙運動用ポスターの作成	20～21

## 1 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)

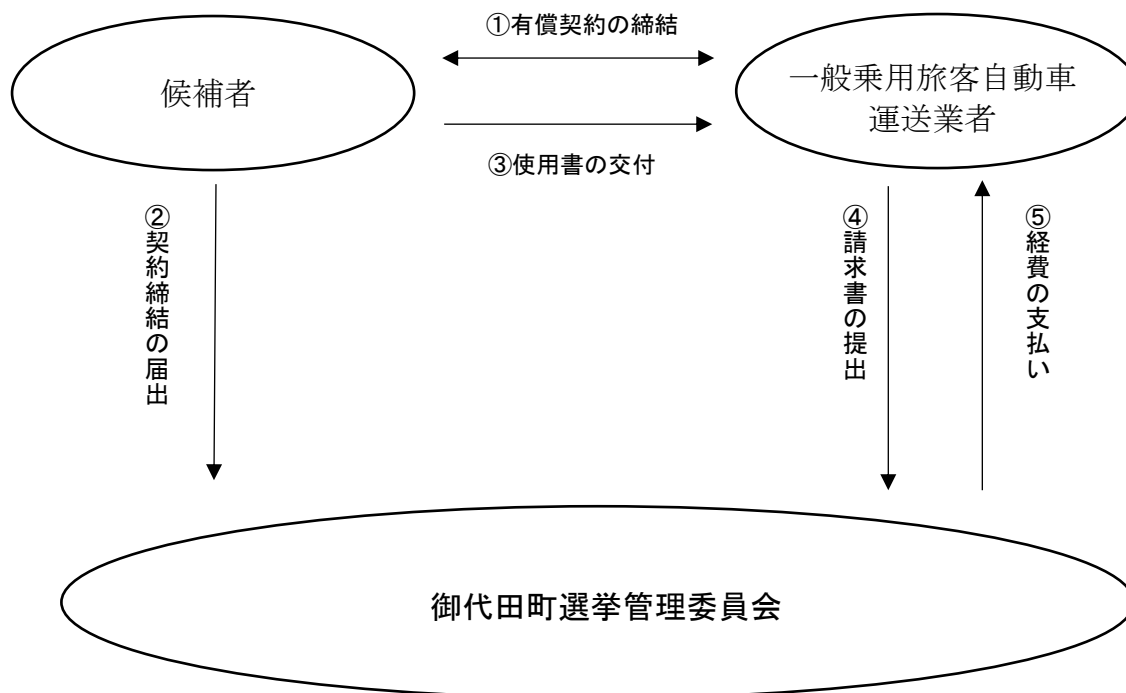
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の 時	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】	
	請求内訳書 【(別紙)その1】	

選挙運動用自動車の使用  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】、請求内訳書(別紙)その1	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。  
 2 町長に対する上記の請求については、御代田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 2-1 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ) (一般乗用旅客自動車

運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ)

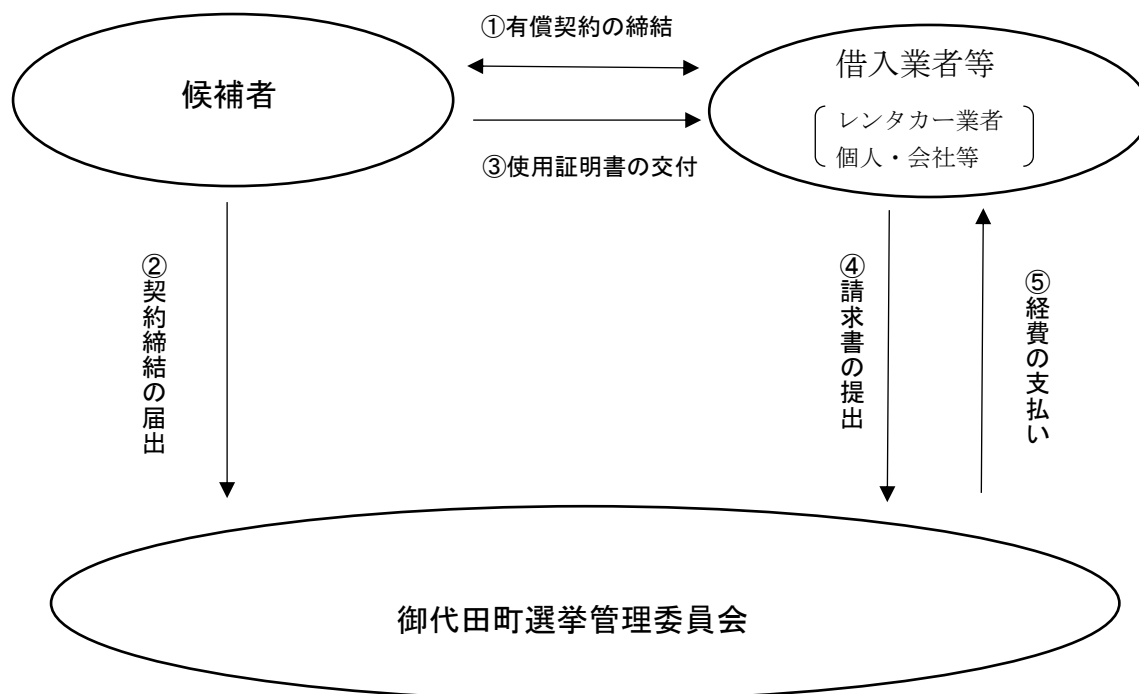
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の 時	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】	
	請求内訳書 【(別紙)その2】	

## 選挙運動用自動車の使用

（自動車の借入れ）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】、請求内訳書(別紙)その2 (自動車の借入れ)	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、御代田町選挙管理委員会で受け付けます。

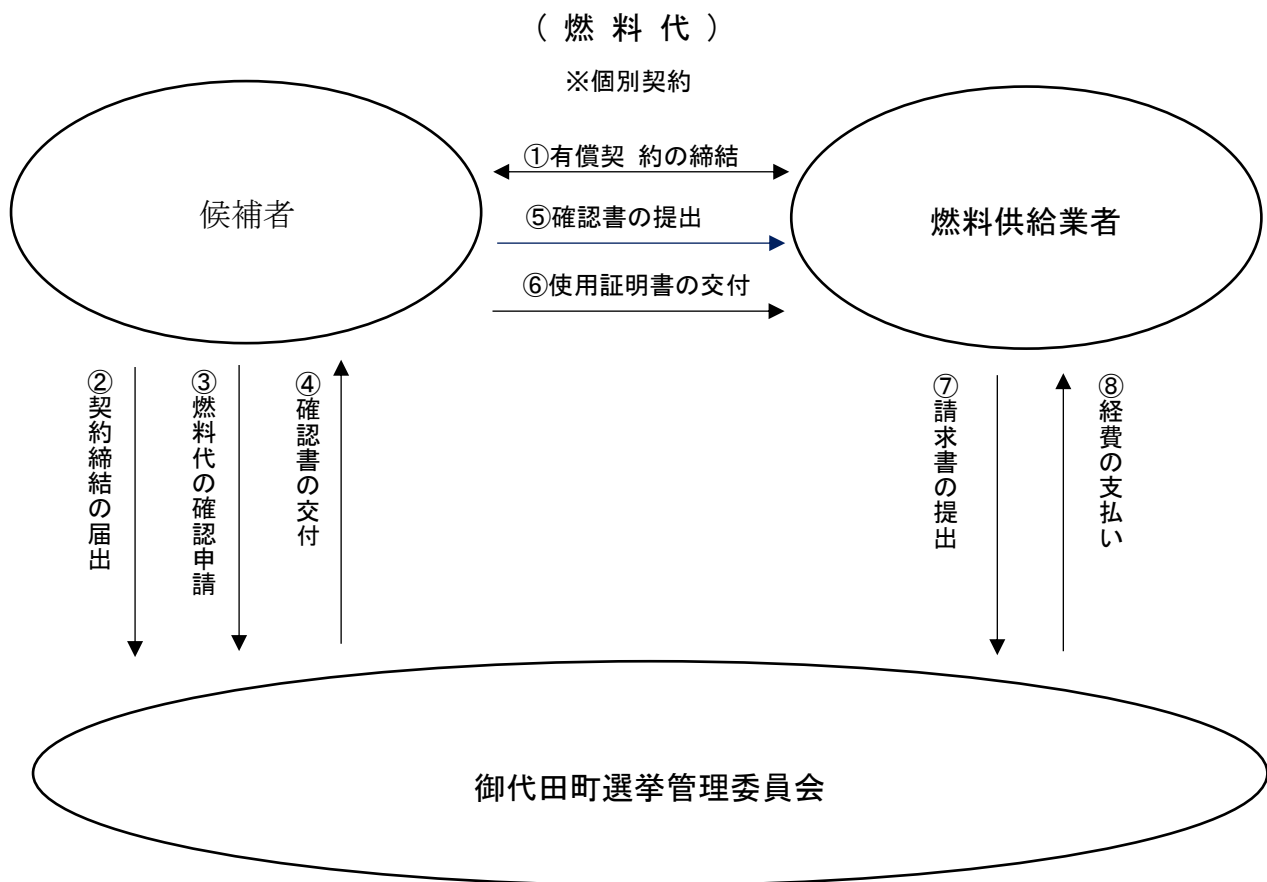
## 2-2 選挙運動用自動車の使用(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求の時	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号その2】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】	
	請求内訳書 【(別紙)その3燃料代】	
	給油伝票の写し	





順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【様式第10号その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用・(燃料代) 【様式第13号】請求内訳書(別紙)その3(燃料代)	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、御代田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 2-3 選挙運動用自動車の使用(運転手)

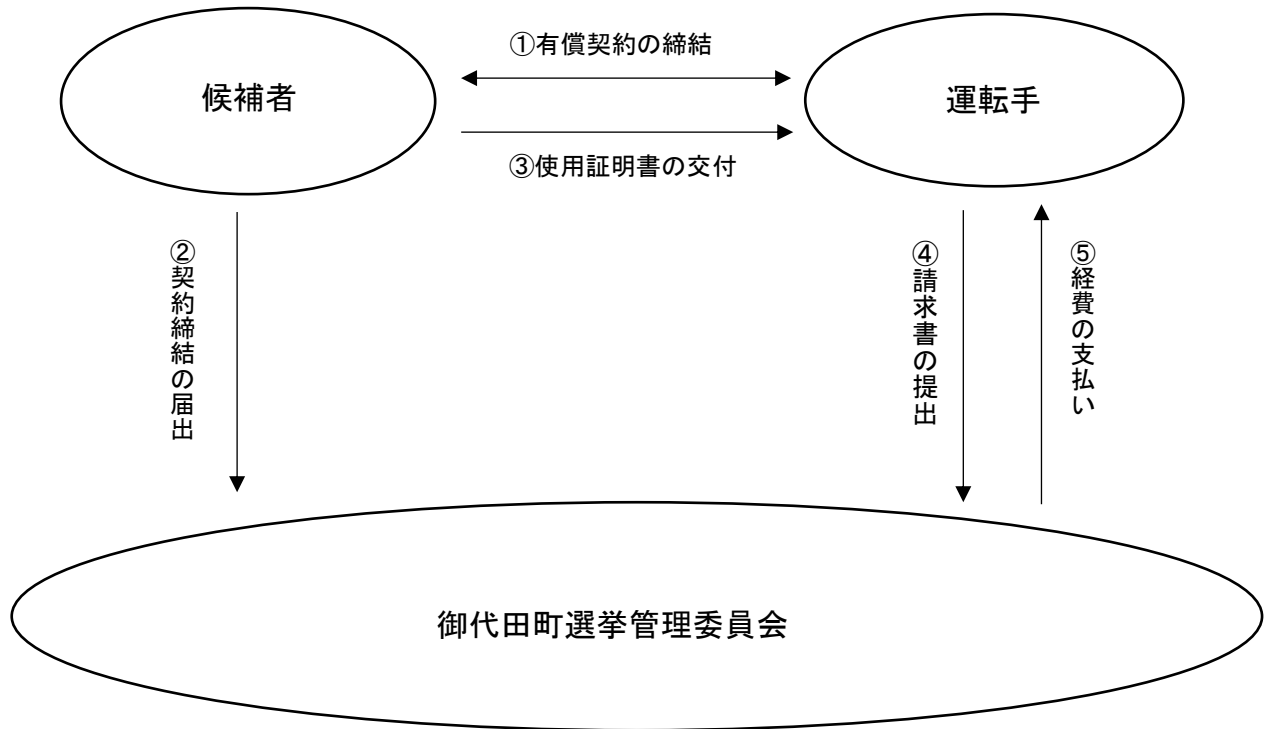
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の 時	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】	
	請求内訳書 【(別紙)その4】	

( 運転手の雇用 )

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(運転手の雇用) 【様式第13号】、請求内訳書(別紙)その4 (運転手)	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

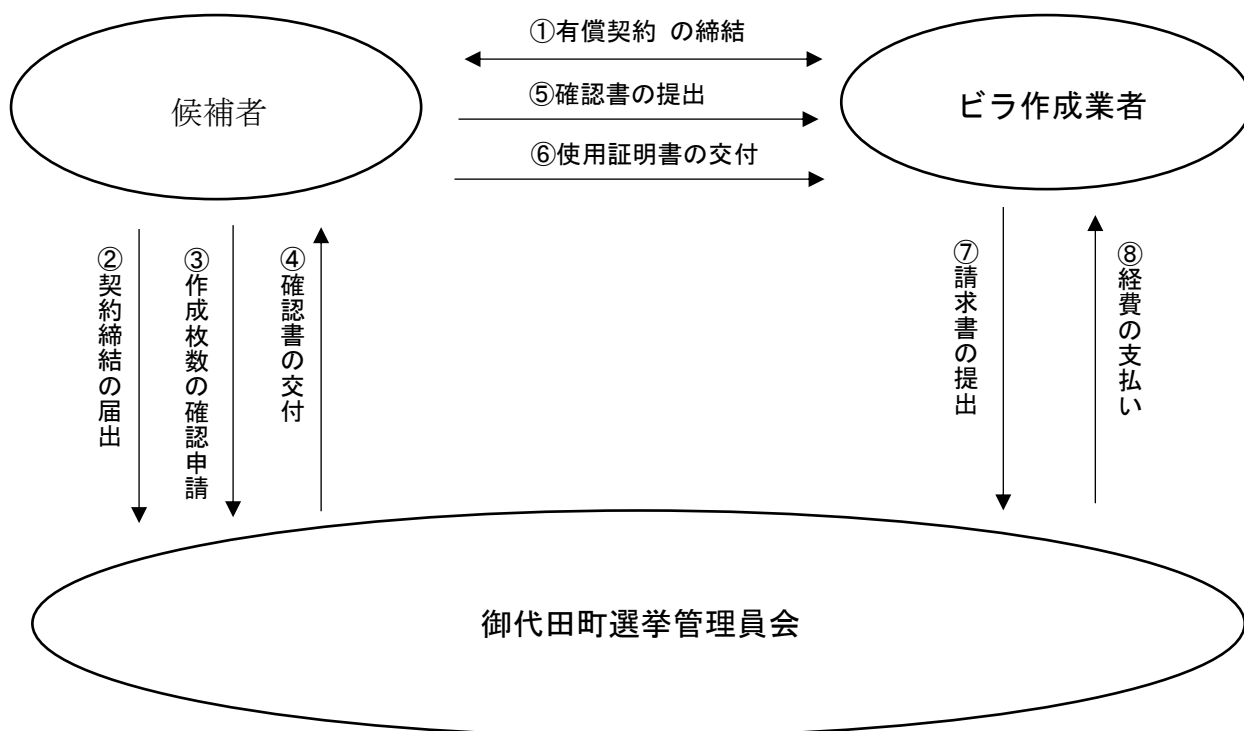
2 町長に対する上記の請求については、御代田町選挙管理委員会で受け付けます。

### 3 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請求の時	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】	
	請求内訳書 【(別紙)】	

## 選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された 書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】、請求内訳書(別紙)	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

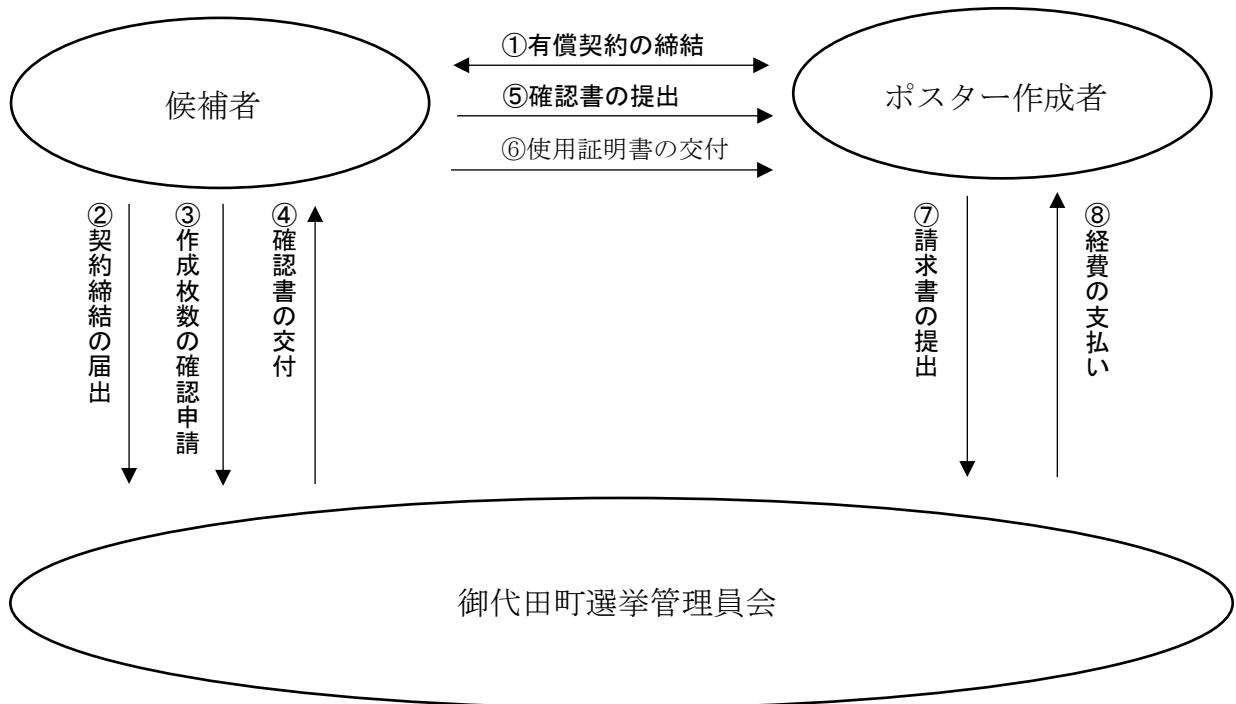
2 町長に対する上記の請求については、御代田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 4 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
請 求 の 前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請 求 の 時	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】	
	請求内訳書 【(別紙)】	

## 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載され た書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】、請求内訳書(別紙)	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、御代田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、御代田町長選挙及び御代田町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

### 【 1 共通事項 】

**Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？**

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

**Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？**

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

**Q 3 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？**

A それぞれの契約履行後に行ってください。使用(作成)証明書は、いずれも実際に基づき使用(作成)するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。



**Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？**

**A** 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。  
(印影など一部非開示部分あり)

## 【 2 自動車の借入れ 】

### Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

### Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。  
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

### Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

### Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

**Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？**

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

**Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？**

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

**Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？**

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（15,800円を超える場合は、15,800円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

**Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできます**

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合は除く)からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ(自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約)

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

**Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？**

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

**Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？**

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

**Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。**

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

### 【 3 燃料の供給 】

**Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？**

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,560 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

**Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？**

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

**Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか？**

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

**Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？**

A 費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要です。

## 【 4 運転手の雇用 】

**Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？**

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

**Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？**

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

**Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？**

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

**Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？**

A 契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は公費負担の対象とはなりません。

**Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？**

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。

## 【 5 選挙運動用ビラの作成 】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

A 枚 数・・・町長選挙5,000枚以内、町議会議員選挙1,600枚以内  
種 類・・・2種類以内  
規 格・・・長さ29.7cm × 幅21cm(A4版) 両面印刷が可能  
記 載 内 容・・・特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。  
証紙の貼付・・・頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか

A 次の場所において頒布することができます。

- ・ 新聞折込による頒布
- ・ 候補者の選挙事務所内における頒布
- ・ 個人演説会の会場内における頒布
- ・ 街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。  
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

## 【 6 選挙運動用ポスターの作成 】

### Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。（※町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場）

### Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となります

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

### Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

### Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

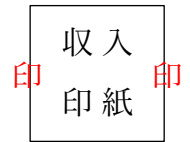


## 第4章 契約書及び各種様式の記載例

### 契約書【見本】

(候補者 ⇔ 契約業者等)

契約書のうち、印紙の必要なものは、選挙運動用自動車の使用に係る運送契約書(タクシー・ハイヤー形式)、選挙運動用ビラ作成契約書、選挙運動用ポスター作成契約書の3つの契約で、他は不要です。



## 選挙運動用自動車 運送契約書

発注者(候補者) **御代田 太郎** (戸籍名。通称名不可)を甲とし、請負者(一般乗用旅客自動車運送事業者) **株式会社〇〇タクシー** 代表者 **〇〇 〇〇** を乙として、甲乙両当事者間において、令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり運送契約を締結する。

- 乙は、甲に対して、次に掲げる運送を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。  
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御代田町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を御代田町に対し請求するものとする。  
(1) 車種 **車輛名**  
(2) 登録番号 **長野 55 あ 1234**
- 運送 (選挙運動用自動車の使用) 期間は、令和3年9月7日から令和3年9月11日までとする。
- 請負代金は、1日につき金 **55,000** 円(うち消費税及び地方消費税額金 **5,000** 円)とし、総額金 **275,000** 円とする。
- この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

公費負担の対象は、選挙運動期間である記載例の期間(5日間)のみですが、準備の都合で5日を超えてもよい。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年8月24日 ※契約は告示日前でも可能

戸籍名。通称名不可。

発注者(候補者) 住所 **長野県北佐久郡御代田町大字御代田 1234 番地**  
氏名 **御代田 太郎** 印

請負者 住所 **長野県北佐久郡御代田町大字御代田 5678 番地**  
名称 **株式会社〇〇タクシー**  
代表者 **〇〇 〇〇** 印

### 備考

- 請負者が御代田町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

## 選挙運動用自動車 賃貸借契約書

賃借人(候補者) 御代田 太郎 (戸籍名。通称名不可)を甲とし、賃貸人 株式会社〇〇レンタカー 代表取締役 〇〇〇〇 を乙として、甲乙両当事者間において、令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃貸借料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御代田町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を御代田町に対し請求するものとする。

- (1) 車 種 車輛名  
(2) 登録番号 長野 56 い 1234

公費負担の対象は、選挙運動期間である記載例の期間（5日間）のみですが、準備の都合で5日を超えてもよい。

2 自動車の賃貸借期間は、令和3年9月7日から令和3年9月11日までとする。

3 賃貸借料は、1日につき金 16,500 円(うち消費税及び地方消費税額金 1,500 円)とし、総額金 82,500 円とする。

4 この契約に定めのない事項については、民法其他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年8月24日 ※契約は告示日前でも可能

戸籍名。通称名不可。

賃借人 住 所 長野県北佐久郡御代田町大字御代田 1234 番地

氏 名 御代田 太郎 印

賃貸人 住 所 長野県北佐久郡御代田町大字御代田 4567 番地

名 称 株式会社〇〇レンタカー

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

### 備考

- 1 賃貸人が御代田町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例…御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

## 選挙運動用自動車 燃料売買契約書

買主(候補者) 御代田 太郎 (戸籍名。通称名不可)を甲とし、売主 株式会社△△石油 代表取締役 ○○ ○○ を乙として、甲乙両当事者間において、令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御代田町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を御代田町に対し請求するものとする。

(1) 燃料の種類 レギュラーガソリン

(2) 期 間 令和3年9月7日から令和3年9月11日まで

立候補届出の日から選挙期日の前日まで(記載例のとおり)を記載

2 売買代金は、1リットルにつき金 165 円(うち消費税及び地方消費税額金 15 円)とする。ただし、総契約量 230 リットル、総額金 37,950 円の範囲内とする。

3 この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年8月24日 ※契約は告示日前でも可能

戸籍名。通称名不可。

買主 住所 長野県北佐久郡御代田町大字御代田1234番地  
氏名 御代田 太郎 印

売主 住所 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1111番地  
名称 株式会社□□石油  
代表者 代表取締役 ○○ ○○ 印

### 備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が御代田町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

## 選挙運動用自動車 運転手雇用契約書

雇用人(候補者) 御代田 太郎 (戸籍名。通称名不可) を甲とし、被雇用人 □□ □□ を乙として、甲乙両当事者間において、令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。  
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御代田町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を御代田町に対し請求するものとする。
- 2 運転手の雇用期間は、令和3年9月7日から令和3年9月11日までとする。  
立候補届出の日から選挙期日の前日まで(記載例のとおり)を記載
- 3 報酬の額は、1日につき金 10,000 円とし、総額金 50,000 円とする。
- 4 この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年8月24日 ※契約は告示日前でも可能

戸籍名。通称名不可。

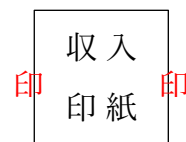
雇用人	住所	長野県北佐久郡御代田町大字御代田 1234 番地
	氏名	御代田 太郎 印
被雇用人	住所	長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地
	氏名	□□ □□ 印

### 備考

- 1 運転手(被雇用人)が御代田町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

※条例…御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

## 選挙運動用ビラ作成請負契約書



発注者(候補者) 御代田 太郎 (戸籍名。通称名不可) を甲とし、請負者 株式会社 △△印刷  
代表取締役 ○○ ○○を乙として、甲乙両当事者間において、令和3年9月12日執行の御代田町議会  
議員一般選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。
  - (1) 品名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ
  - (2) 数量 1,600 枚 ※公費負担の対象は1,600枚まで
  - (3) 納期 令和3年8月31日
- 2 請負代金は、1枚につき金 11円(うち消費税及び地方消費税額金 1円)とし、総額金 17,600円とする。
- 3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引渡しをしなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。  
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御代田町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を御代田町に対し請求するものとする。
- 5 この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

戸籍名。通称名不可。

令和3年8月6日 ※契約は告示日前でも可能

発注者 長野県北佐久郡御代田町大字御代田 1234 番地

氏名 御代田 太郎 印

請負者 住所 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1234 番地

名称 株式会社△△印刷

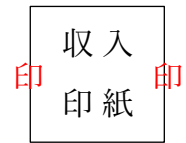
代表者 代表取締役 ○○ ○○ 印

### 備考

- 1 ビラ作成業者(請負者)が御代田町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ビラ作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

選挙運動用ポスター作成請負契約書



発注者(候補者) 御代田 太郎 (戸籍名。通称名不可) を甲とし、請負者 株式会社 △△印刷 代表取締役 ○○ ○○を乙として、甲乙両当事者間において、令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。
  - (1) 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
  - (2) 数量 50枚 ※公費負担の対象は50枚まで
  - (3) 納期 令和3年8月27日
- 2 請負代金は、1枚につき金1,320円(うち消費税及び地方消費税額金120円)とし、総額金66,000円とする。
- 3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。  
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御代田町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を御代田町に対し請求するものとする。
- 5 この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年8月6日 ※契約は告示日前でも可能

戸籍名。通称名不可。

発注者	長野県北佐久郡御代田町大字御代田1234番地	
	氏名 御代田 太郎	印
請負者	住所 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1234番地	
	名称 株式会社△△印刷	
	代表者 代表取締役 ○○ ○○	印

備考

- 1 ポスター作成業者(請負者)が御代田町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ポスター作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

# 契約届出書

(候補者 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (様式第1号)
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書 (様式第2号)
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書 (様式第3号)

## ※ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。



候補者 → 町選管  
(契約書の写しを添付)

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和3年9月7日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 様

立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

候補者  
氏名 御代田 太郎 印

※戸籍名

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第3条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		~	円	

2 1に掲げる契約以外の場合(前記1の場合は記載不要)

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和〇年〇月〇日	北佐久郡御代田町大字御代田 4567	〇月〇日~〇日	82,500 円	
		(株)〇〇レンタカー代表取締役◎◎◎◎		(16,500 円×5 日)	
燃料の購入	令和〇年〇月〇日	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1111	〇月〇日~〇日	37,950 円	単価契約
		(株)□□石油代表取締役◎◎◎◎			1ℓ=165 円
運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794	雇用期間 〇月〇日~〇日	50,000 円	
		□□ □□		(10,000 円×5 日)	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載しても差し支えありません。)

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

候補者  町選管  
(契約書の写しを添付)

令和3年9月7日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 様

立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

候補者  
氏名 御代田 太郎 印

※戸籍名

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、選挙運動用ビラ作成契約を締結したので、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当り単価
令和〇年〇月〇日	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1234 (株)△△印刷 代表取締役◎◎◎◎	1,600枚	17,600円	11円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者 → 町選管  
(契約書の写しを添付)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和3年9月7日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 様

立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

候補者  
氏名 御代田 太郎 印

※戸籍名

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、選挙運動用ポスター作成契約を締結したので、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第10条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当り単価
令和〇年〇月〇日	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1234 (株)△△印刷 代表取締役◎◎◎◎	50枚	66,000円	1,320円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

# 確認申請書

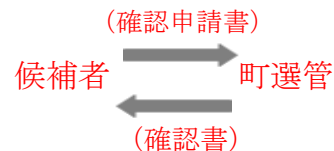
(候補者 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書



令和3年9月7日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 様

立候補届出の際に提出する場合は、告示日を記入

候補者  
氏名 御代田 太郎  ※戸籍名

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 契約年月日	令和〇年〇月〇日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称 (株)〇〇石油
	(2) 住 所 北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1111
	(3) 法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	〇〇〇〇
4 確認申請金額	37,800 円

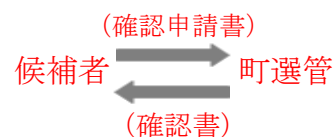
燃料代は、7,560円×5日が最高限度額となります。

区 分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額(A)	0 円	0 円
今回の購入金額(B)	37,950 円	37,800 円
燃料代計(A)+(B)	37,950 円	37,800 円
備 考		

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から御代田町選挙管理委員会に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 無投票となった場合の公費負担は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書



令和3年9月7日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 様

立候補届出の際に提出する場合は、告示日を記入

候補者  
氏名 御代田 太郎 (印) ※戸籍名

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 契約年月日	令和〇年〇月〇日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称 (株)△△印刷
	(2) 住 所 北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1234
	(3) 法人の場合は代表者の氏名 代表取締役◎◎◎◎
3 確認申請枚数	1,600枚

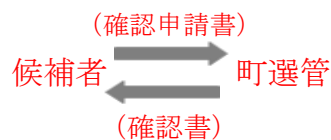
最高限度枚数  
町長：5,000枚  
町議：1,600枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	0枚	0枚
今回の枚数(B)	1,600枚	1,600枚
枚数計(A)+(B)	1,600枚	1,600枚
備 考		

備考

- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から御代田町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書



令和3年9月7日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 様

立候補届出の際に提出する場合は、告示日を記入

候補者  
氏名 御代田 太郎  ※戸籍名

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 契約年月日	令和〇年〇月〇日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称 (株)△△印刷
	(2) 住 所 北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1234
	(3) 法人の場合は代表者の氏名 代表取締役◎◎◎◎
3 確認申請枚数	50枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	0枚	0枚
今回の枚数(B)	50枚	50枚
枚数計(A)+(B)	50枚	50枚
備 考		

ポスター掲示場数45箇所分+予備5枚で、50枚が最高限度枚数になります。

備考

- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から御代田町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

## 確 認 書

(委員会 → 候補者 → 契約業者等 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認書 (様式第7号)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (様式第8号)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (様式第9号)

確認申請を受けた後、これらの確認書を委員会から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

**候補者は作成する必要はありません。**



町選挙管理委員会が作成  
候補者は作成する必要ありません。

様式第7号（第3条関係）

町選管 ➡ 候補者 ➡ 契約の相手方 ➡ 町選管  
(請求書に添付)

確認番号 第 号

### 選挙運動用自動車燃料代確認書

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認しました。

令和〇年〇月〇日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 ㊞

- 1 令和3年9月12日執行 御代田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 御代田 太郎 ← ※戸籍名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
〇〇〇〇
- 4 確認金額 37,800 円

#### 備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、御代田町に支払を請求することはできません。

町選挙管理委員会が作成  
候補者は作成する必要ありません。

様式第8号（第3条関係）

町選管 ➡ 候補者 ➡ 契約の相手方 ➡ 町選管  
(請求書に添付)

確認番号 第 号

### 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

令和〇年〇月〇日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 ⑩

- 1 令和3年9月12日執行 御代田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 御代田 太郎 ← ※戸籍名
- 3 確認枚数 1,600 枚

#### 備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、御代田町に支払を請求することはできません。

町選挙管理委員会が作成  
候補者は作成する必要ありません。

様式第9号（第3条関係）

町選管 → 候補者 → 契約の相手方 → 町選管  
(請求書に添付)

確認番号 第 号

### 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

令和3年9月12日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

令和〇年〇月〇日

御代田町選挙管理委員会委員長 高山 千之 ㊟

- 1 令和3年9月12日執行 御代田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 御代田 太郎 ← ※戸籍名
- 3 確認枚数 50枚

#### 備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、御代田町に支払を請求することはできません。

# 証 明 書

(候補者 → 契約業者等 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) (様式第 10 号その 1)
- 2 選挙運動用自動車使用証明書(燃料) (様式第 10 号その 2)
- 3 選挙運動用自動車使用証明書(運転手) (様式第 10 号その 3)
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書 (様式第 11 号)
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書 (様式第 12 号)

契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。

候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が御代田町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

候補者 → 契約の相手方 → 町選管  
(請求書に添付)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 3 年 9 月 14 日

候補者  
氏名

御代田 太郎

※投票日以降の日付

※戸籍名

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する番号に○印を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	北佐久郡御代田町大字御代田 4567 番地 (株)○○レンタカー代表取締役◎◎◎◎		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
○○○○長野 300 な 1234	令和○年○月○日	16,500 円	この金額で契 約しても町の 公費負担限度 額は、1日当 たり 15,800 円 (差額は候補
○○○○長野 300 な 1234	令和○年○月○日	16,500 円	
○○○○長野 300 な 1234	令和○年○月○日	16,500 円	
○○○○長野 300 な 1234	令和○年○月○日	16,500 円	
○○○○長野 300 な 1234	令和○年○月○日	16,500 円	
○○○○長野 300 な 1234	令和○年○月○日	16,500 円	

告示日から投票日の 5 日間を記入 (ただし、  
無投票の場合は告示日のみ記入)

金額や単価は、「同  
上」や「〃」等で省  
略して記載するこ  
とはできません。

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が御代田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、御代田町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。

- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、御代田町に支払を請求することはできません。
- 7 無投票となった場合の公費負担は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。
- 8 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (2) (1)以外の場合 15,800円

候補者 → 契約の相手方 → 町選管  
(請求書に添付)

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和 3 年 9 月 14 日

※投票日以降の日付

候補者

氏名 御代田 太郎

※戸籍名

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

記

燃料供給業者	住 所	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1111 番地		
	氏 名	(株)□□石油 代表取締役○○○○		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和○年○月○日	○○○○長野 300 な 1234	○○ L	○.○○○円	
令和○年○月○日	○○○○長野 300 な 1234	○○ L	○,○○○円	
令和○年○月○日	○○○○長野 300 な 1234	○○ L	○,○○○円	
令和○年○月○日	○○○○長野 300 な 1234	○○ L	○,○○○円	
令和○年○月○日	○○○○長野 300 な 1234	○○ L	○,○○○円	

告示日から投票日の 5 日間を記入（ただし、無投票の場合は告示日のみ記入）

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が御代田町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、御代田町に支払を請求することはできません。

- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 公費負担の限度額算出日数
  - (1) 無投票となった場合は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までです。
  - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されており、その自動車を使用された場合は、その日数を除いた日数です。



候補者→契約の相手方→町選管  
(請求書に添付)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 様式第 10 号 (その 3) (第 5 条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

令和 3 年 9 月 14 日

※投票日以降の日付

候補者

氏名 御代田 太郎

※戸籍名

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

記

運 転 手	住 所	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地	
	氏 名	□□ □□	
運 転 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
令和○年○月○日	10,000 円	各日につき 1 人	
令和○年○月○日	10,000 円		
令和○年○月○日	10,000 円		
令和○年○月○日	10,000 円		
令和○年○月○日	10,000 円		

告示日から投票日の 5 日間を記入 (ただし、無投票の場合は告示日のみ記入)

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が御代田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、御代田町に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 5 候補者が指定した運転手以外の運転手は、御代田町に支払を請求することができません。
- 6 無投票となった場合の公費負担は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。
- 7 公費負担の限度額は、1 日につき 12,500 円までです。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 3 年 9 月 7 日

※告示日を記入

候補者  
氏名

御代田 太郎

※戸籍名

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者	住 所	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1234 番地
	氏名又は名称	(株)△△印刷
	法人の代表者の氏名	代表取締役 ○○○ ○○○
作成枚数		1,600 枚
作成金額		17,600 円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が御代田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、御代田町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数
    - ①御代田町議会議員選挙 1,600 枚
    - ②御代田町長選挙 5,000 枚
  - (2) 限度額
 

単価 (7 円 51 銭まで) × 確認された作成枚数 (前号に掲げる枚数まで)

= 限度額 (1 円未満の端数は切り上げ)

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 3 年 9 月 7 日

※投票日を記入

候補者  
氏名

浅間 太郎 ㊟

※戸籍名

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者	住 所	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1234 番地
	氏名又は名称	(株)△△印刷
	法人の代表者の氏名	代表取締役◎◎◎◎
作成枚数		50 枚
作成金額		66,000 円
ポスター掲示場数		45 箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が御代田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、御代田町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数、単価及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数
  - (2) 単価の限度額  
1,400 円
  - (3) 限度額  
作成単価（単価の限度額を上限とする。）×確認された作成枚数＝限度額

## 請求書・請求内訳書

(契約業者等 → 御代田町)

- 1 請求書(選挙運動用自動車の使用) (様式第 13 号)
- 2 請求内訳書(自動車運送契約) (様式第 13 号(別紙その 1))
- 3 請求内訳書(自動車の借入れ) (様式第 13 号(別紙その 2))
- 4 請求内訳書(燃料代) (様式第 13 号(別紙その 3))
- 5 請求内訳書(運転手) (様式第 13 号(別紙その 4))
- 6 請求書(ビラの作成) (様式第 14 号)
- 7 請求内訳書(ビラの作成) 様式第 14 号(別紙)
- 8 請求書(ポスターの作成) (様式第 15 号)
- 9 請求内訳書(ポスターの作成) (様式第 15 号(別紙))

請求書を提出する時は、候補者から交付される確認書(燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ)、証明書を添付しなければなりません。

【添付書類】

- ・請求内訳書
- ・確認書(燃料代の場合)
- ・使用証明書
- ・給油伝票の写し(燃料代の場合)

契約の相手方



御代田町

様式第 13 号 (第 6 条関係)

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

令和 3 年 ○ 月 ○ 日

※投票日翌日以降の日付を記入

御代田町長 小園 拓志 様

- 1 一般運送契約 (ハイヤー等)
- 2 個別契約 (自動車借入契約 (レンタル等)、燃料供給契約、運転手雇用の契約)
- 以上 4 つの共通の請求書様式

住所 (所在地) 北佐久郡御代田町大字御代田  
4567 番地  
氏名 (名称) (株) レンタカー  
代表取締役 ○○○○ 印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。)

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額
- 2 内 訳

79,000 円

※請求内訳書 (別紙) から転記

別紙請求内訳書のとおり

- 3 令和 3 年 9 月 12 日執行 御代田町議会議員一般選挙
- 4 候補者氏名 御代田 太郎
- 5 振 込 先

金融機関名及び支店名	○○○ 銀行・金庫 信組・農協	○○○ 支店
ふりがな	○○○○ ○○○	
口座名義	○○ ○○	
口座番号	当座 ・ 普通	123456

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。) の写し) とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、御代田町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙) その1

請求書に添付

請 求 内 訳 書  
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 浅間 太郎

使用年月日	(A)運送金額	(B)基準限度額	請求金額	備考
令和○年○月○日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和○年○月○日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和○年○月○日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和○年○月○日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和○年○月○日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
計			275,000 円	
備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。				

告示日から投票日の5日間を記入 (ただし、無投票の場合は告示日のみ記入)

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

(別紙) その2

請求書に添付

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 御代田 太郎

(ア) 自動車の借入れ

使用年月日	(A)借入金額	(B)基準限度額	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	16,500 円	15,800 円	15,800 円	
令和〇年〇月〇日	16,500 円	15,800 円	15,800 円	
令和〇年〇月〇日	16,500 円	15,800 円	15,800 円	
令和〇年〇月〇日	16,500 円	15,800 円	15,800 円	
令和〇年〇月〇日	16,500 円	15,800 円	15,800 円	
計			79,000 円	
<p>備考</p> <p>1 「借入金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。</p> <p>2 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。</p>				

告示日から投票日の5日間を記入 (ただし、無投票の場合は告示日のみ記入)

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 御代田 太郎

(イ) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	(A) 販売金額	(B) 基準限度額	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	長野 300 な 1234	165 円×500 =8,250 円			
令和〇年〇月〇日	長野 300 な 1234	165 円×300 =4,950 円			
令和〇年〇月〇日	長野 300 な 1234	165 円×300 =4,950 円			
令和〇年〇月〇日	長野 300 な 1234	165 円×300 =4,950 円			
令和〇年〇月〇日	長野 300 な 1234	165 円×300 =4,950 円			
計		28,050 円	37,800 円	28,050 円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7号）に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」の計欄には、(A)の計又は(B)の計のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。



(別紙) その4

請求書に添付

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 御代田 太郎

(ウ) 運転手

雇用年月日	(A)報 酬	(B)基準限度額	請 求 金 額	備 考
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
				金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
計			50,000 円	
備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。				

契約の相手方

御代田町

請 求 書  
(選挙運動用ビラの作成)

御代田町長 小園 拓志 様

令和 3 年〇月〇日

※投票日翌日以降の  
日付を記入

【添付書類】

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書

住所 (所在地) 北佐久郡御代田町大字馬瀬口  
1234 番地  
氏名 (名称) (株)△△印刷  
代表取締役〇〇〇〇 印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。)

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額	12,016 円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり
3 令和 3 年 9 月 12 日執行	御代田町議会議員一般選挙
4 候補者氏名	御代田 太郎
5 振 込 先	
金融機関名及び支店名	〇〇〇 銀行・金庫 信組・農協 〇〇〇 支店
ふ り が な	〇〇〇〇 〇〇〇
口 座 名 義	〇〇 〇〇
口 座 番 号	当座 ・ 普通 123456
備考	
1	この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2	候補者が供託物を没収された場合には、御代田町に支払を請求することはできません。
3	この請求書には、作成したビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚) を添付してください。

(別紙)

請求書に添付

請 求 内 訳 書

候補者氏名 御代田 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
11円	1,600枚	17,600円	7円 51銭	1,600枚	12,016円	7円 51銭	1,600枚	12,016円	

※契約書から転記

※確認書から転記

備考

- 1 E欄には、確認書（様式第8号）により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

【添付書類】

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書

様式第 15 号（第 6 条関係）

請 求 書

（選挙運動用ポスターの作成）

令和 3 年〇月〇日

御代田町長 小園 拓志 様

※投票日翌日以降の日付を記入

住所（所在地） 北佐久郡御代田町大字馬瀬口

1234 番地

氏名（名称） (株)△△印刷

代表取締役 ○○○○ 印

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。）

令和 3 年 9 月 12 日執行の御代田町議会議員一般選挙において、御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額

66,000 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

※請求内訳書（別紙）から転記

3 令和 3 年 9 月 12 日執行 御代田町議会議員一般選挙

4 候補者氏名 御代田 太郎

※戸籍名

5 振 込 先

金融機関名及び支店名	○○○ 銀行・金庫 信組・農協	○○○ 支店
ふ り が な	○○○○ ○○○	
口 座 名 義	○○ ○○	
口 座 番 号	当座 ・ 普通	123456

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、御代田町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 浅間 太郎

ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B= C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E= F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H= I	
45箇所	1,320 円	50枚	66,000 円	1,400 円	50枚	70,000 円	1,320 円	50枚	66,000 円	
計										

※契約書から転記

※確認書から転記

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書（様式第12号）のポスター掲示場数欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。